

第9回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年12月20日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 露崎春雄
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 2名
 - 1番 保坂正雄
 - 4番 奥野元好
- 6 出席事務職員 4名
 - 菊池事務局長
 - 在原副参事
 - 高品副主査
 - 石井副主査

◎開 会

平成28年12月20日午後3時00分 開会

○議長（地引正和君） では、ただいまより第9回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。1番、保坂正雄委員、4番、奥野元好委員の2名でございます。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

6番、注連野千佳代委員、7番、有原敏夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年12月5日付で提出がありました。申請内容は、飯富在住の個人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、高齢となり後継者もおらず労働力不足のため、対象農地の隣接地を耕作している譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。

譲り受け人は、対象農地の隣接地を所有し耕作しており、耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページから2ページの位置図をごらんください。場所は、下新田字小松及び大沼です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料3ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインにもみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で220日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が280アールあり、50アール要件を満たして

おります。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人は近隣に耕作地を所有しており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 11番、山口です。12月10日、11時に〇〇さんと現地確認しましたところ、田はきれいに耕されており、農家要件もいただいております。ご審議のほど、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の2についてご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年12月5日付で提出がありました。申請内容は、上泉在住の個人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。共有名義の譲り渡し人は、それぞれ市原市、船橋市、木更津市と遠方に住んでおり、管理ができないことから、今まで管理を依頼していた譲り受け人に農地を贈与したいとのことです。

譲り受け人は、親戚同士である所有者3名からの申し出を受け、これに応じるとのことです。

総会資料4ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字中大和田です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料5ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクター、コンバイン、もみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械は一通りそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で400日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件におきましては、耕作している面積が146アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと地元で耕作をしており、今後も地域の取り決めを守りますとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。12月12日に〇〇〇〇さんと現地で落ち合いまして検討しました。現地は水田で耕作された跡があり、ことしの天気ですから稲刈ったままですけれども、ちゃんと農地になっていました。それで、農家要件ですけれども、よく知っている方ですけれども、事務局の言われたとおりです。よろしく審議をお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○2番（石渡正明君） 2番、石渡です。事務局の方の説明をお聞きしますと売買。贈与ですか。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○事務局（高品吉朗君） 私が途中言い間違えて売買と言ってしまったかと思いますが、贈与になります。失礼しました。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の3についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成28年12月5日付で提出がありました。申請内容は、野里在住の個人が、のぞみ野在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、相続により農地を取得しましたが、農業に従事していないこともあり、対象農地の隣接地を耕作している譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。

譲り受け人は、対象農地の隣接地を所有し耕作しており、耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料6ページの位置図をごらんください。場所は、野里字下1丁目です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料7ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインにもみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われれます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で440日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が234アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと野里地区でも耕作をしているため、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。12月11日、〇〇さんと現地及び現地の隣が〇〇さんの乾燥調整施設なのですけれども、そこで落ち合いまして、現地は水田でちゃんと耕作されておりました。乾燥施設も設備されておりました。耕作地の耕作要件は、事務局の言われたとおりです。

以上で、よろしく審議のほど、お願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の4についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成28年12月5日付で提出がありました。申請内容は、林在住の個人が、野里在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、農機具が古くなるなど耕作が困難になってきたことから、申請農地の周辺を耕作している譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことです。

譲り受け人は、対象農地周辺の田を耕作しており、経営規模拡大したいとのことから申し出を受けるとのことです。

総会資料8ページの位置図をごらんください。場所は、野里字下永府です。現地を確認したところ、現地は田で耕作及び保全管理されておりました。

総会資料9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地が一部あるとのことです。その農地は、山間部の田んぼで、イノシシが出るため耕作が困難であり、周りの田も耕作をやめてしまい、現在は田へ行く道もない状態のためとのことです。そのほかの農地については、全て耕作しているとのことです。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバイン等を所有しており、もみすり乾燥については、農協のライスセンターを利用しているとのことです。このことから耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で600日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が177アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人はもともと野里地区での耕作をしており、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 切替です。12月8日に農地所有者の〇〇さんと現地で確認しましたところ、2反は水稻を作付しております、もう2反のうち1反は休耕地でしたけれども、ちゃんと草刈りしてありまして、すぐにも耕作できる状態でした。私からはこれだけです。

○議長（地引正和君） 次に、住所地の担当地区委員として意見を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番の関根です。12月9日の夜、譲り受け人の〇〇さん、それから譲渡人の〇〇さんから現地を見てくれと電話をいただきました。〇〇さん、ちょっと都合が悪いということで、12月10日の日に1時半に、今切替さんがおっしゃった現場を見に行きました。確かにフラワーライン手前に自動車のぼんこつみたいなのが置いてあって、その奥の三箇に向かって右側の3枚目、4枚目に2枚ずつというようなことで、2枚はきれいにやってあって、2枚は、今切替さんおっしゃったとおり、すぐ耕作できる状態になっていましたね、荒れていたけれどもね。そこを〇〇さんが買うということで、確かに今事務局おっしゃった農家要件も完全でございますので、よろしく審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の5についてご説明いたします。

議案の3ページをごらんください。本件は、平成28年12月5日付で提出がありました。申請内容は、川原井在住の個人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲り渡し人は、市外に在住しており、高齢により保全管理していくことが困難になってきたため、譲り受け人に売却の申し出を行ったとのことでした。

譲り受け人は、対象農地が自作地に近く耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料10ページの位置図をごらんください。場所は、川原井字大月です。現地を確認したところ、現地は田で保全管理されておりました。

総会資料11ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインにもみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われまます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で230日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件におきましては、耕作している面積が162アールあり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、譲り受け人は近隣に耕作地があり、今後とも地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番の関根です。12月11日の夜、〇〇さんから電話をいただきまして、現地を確認してもらいたいということでお話ありました。それで、12月12日3時、〇〇さんと一緒に、案内で現地に向かいました。今、これ言葉悪いけれども、うなぎの寝床みたいになって、ずっと奥へ行くと、この先へ行くと住宅地がありますけれども、この先行くとミズバショウが昔あったのですけれど

も、イノブタに食われて今はないというようなことで、尾瀬と同じようにきれいにされたところです。〇〇〇が来て取材したり何かもしたのですけれども、その手前の右側ですね。それで、現地を見ましたらきれいに刈ってある田んぼ。どっちにも、畑にもなる、田んぼにもなるというような条件で、きれいに草は刈ってありました。トラクターで1回起こせば稲でも野菜でもできる、そんな状態でした。

この〇〇さん宅は〇〇の〇〇さんで、川原井からずっと馬立に向かって右の高い方へ、〇〇〇という〇〇なのですが、観光協会にも入って、行ってみると〇〇に行ったような立派な〇〇です。この方はちょっとユニークで、田んぼつくらせて、お金を取って稲刈りをさせる、田植えをしてお金を取っていくわけです。払うのではなくて、させてお金いただいている。そういうユニークな方で、何ページですか、10ページの、この辺、荒れてすごいのですが、この方が農地を買い求めて地域の活性化のためにいろんな、あっちからこっちからもバスで来て、そういう人たちを呼んで地域のために大変尽くされております。ほかは今事務局、高品さんおっしゃったとおりで、農家要件など、これからも一生懸命、もっともっと買いたいなんていうことも話していましたので、またその節はよろしくお願ひします。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第2号についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、自身の所有する農地をみずから住宅

用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成28年12月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側約1キロ、県道南総昭和線沿いに位置し、周辺は山林、農地、住宅が混在し、県道との高低差、河川により分断される小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料13ページのとおりであり、木造2階建て住宅1棟の建設予定となっております。

排水については、汚染雑排水は、合併浄化槽による処理後、市の管理する水路に放流し、雨水については、敷地内に設置する浸透ますに流入し、オーバーフロー分のみ市の管理する水路に放流する計画となっております。

総会資料14ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番、たびたび済みません。もう一つありますけれども、よろしく。12月8日、〇〇事務所の方から現地調査の電話をいただきまして、12月9日の日に9時、この〇〇〇〇さん宅の現地調査に、〇〇事務所の方と行きました。地図見ると前の家も図面で見ると、ヒノキづくりのすごい豪邸だったのですけれども、この川が水がたまに上がると床下浸水になるということで屋敷を変えたいということで、そのヒノキづくりのでかい家を大きなユンボで挟んで壊してしまっていてやっている最中でした。これをだから、そこから東側の1段高い田んぼに、水の心配がないところに建てるのだということで説明がありました。もったいないようなすばらしい家だったのですけれども、今の若い人はそんなこと関係なく壊してしまっていて安住の地、高いところに、水が出ないところに行くのだというような、そんな説明がございました。あとは、今事務局の発表してくださった、説明してくださったとおりでございます。よろしく願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。議案第3号についてご説明申し上げます。

議案5ページをごらんください。本件は、申請地の隣接地において専用住宅を建築しようとする個人が、その建築しようとする住宅への進入路の拡幅のため、申請地所有者である親族から、使用貸借により農地を借り受け転用したいとする案件です。

総会資料15ページの位置図をごらんください。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から東南方向に約1,500メートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側約500メートルに位置し、広がりのある農地の中にあることから、第1種農地と判断されます。

第1種農地ではありますが、今回の申請案件は、転用許可の例外に該当すると思われ、君津農業事務所との現地確認を行い共通認識がされております。

また、申請地は農用地区域内でありましたが、平成28年5月18日付にて、その区域からの除外がされております。

総会資料16ページの土地利用計画図をごらんください。今回の申請内容では、幅員約2メートルの碎石敷きの道路とし、排水については自然浸透にて処理する計画となっており、総会資料17ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番、関根です。先ほどあった、9時に先ほどの〇〇〇〇さんの現場を確認してから、10時に〇〇事務所の方と、〇〇、これは難しいです、これで〇〇〇〇と読みますね。〇〇〇〇さんのせがれさんですけども、〇〇〇〇と書いて、これ〇〇〇〇〇〇さん、偉いお坊さんがつけた名前だというような、そんなこと聞いていますけれども。それで現場見ましたけれども、入り口は

この1、2の②のほうですね、写真のほうの、これが広報無線の柱です。ここから80メートルあるかな、相当な面積を拡幅、砂利敷きしまして。これはみんな自分の土地ですから、人の土地へ入ったら大変ですが、全部自分の土地ですから、2メートル掛ける8だと160平方メートル、相当な面積。自分の土地だからということで。自宅は右にあるのです。その左側へ、進行方向右側に自宅はあるのですけれども、左の先のほうに新築の物件をつくるということです。あとは細かいことは事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 平成28年度第9次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成28年度第9次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第4号についてご説明いたします。

農用地利用集積計画書（案）の9ページをお開きいただきたいと思います。今回の申請は、利用権の設定が4件で、合計303.85アールとなっております。個々の内容につきましては、農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

今回の利用権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、ご説明させていただきます。

〇〇〇さんですが、申請面積は32.12アールで更新です。

〇〇〇さんですが、2件申請がありまして、申請面積は、それぞれ123.66アール、138.47アールで、

合計262.13アールで新規設定です。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○ですが、申請面積は9.6アールで新規設定です。

説明は以上でございます。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成28年度第5次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第5号 平成28年度第5次農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第5号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、篠原君。

○農林振興課主査（篠原太郎君） 農林振興課、篠原と申します。議案第5号、農用地利用配分計画（案）の総意についてのご意見のほうを伺いたいと思います。

本議案につきましては、農地中間管理機構であります公益社団法人千葉県園芸協会を通じて農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様のご意見を伺うものでございます。今回配分計画案についてでございますが、案件は1つでございます。

まず、2ページごらんください。農地の借り受け者につきましては、○○の○○○○さんでございます。借り受ける筆数でございますが3筆ございまして、○○○番〇、現況地目、田で538平方メートル、○○○番〇、現況地目、田、112平方メートル、○○○番〇、田、310平方メートルを物納契約により借り受ける計画となっております。先ほど議案第4号の中でご説明がありましたが、農用地

利用集積計画書（案）6ページの整理番号28-12-4の農地を千葉県園芸協会から担い手に貸し付けるものでございます。借り受けに係る双方の詳細な契約内容につきましては、4ページから6ページのおりとなっております。

以上で配分計画案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告第1号についてご報告いたします。

議案6ページから7ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので報告いたします。なお、専決処理期間は、平成28年11月1日から平成28年11月30日までで8件です。

報告は以上でございます。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。昨年、平成27年10月に農業委員会のほうから農政に関する建議ということで、建議書の提出を市長、教育長宛てに出しております。それに伴いまして、お手元、クリップどめの資料、建議というのが行っているかと思うのですが、そちらの建議書というのを提出してあります。その中の建議書の内容といたしましては、地産地消に関する事項であり、1点目とすると給食センター関係、2点目といたしまして農産物直売所のゆりの里関係ということで、そちらに関して地産地消に取り組むことの建議をいたしました。

2点目のゆりの里関係についてですが、そのときの回答、昨年度末に農林振興課のほうからいただきまして、今回ゆりの里の指定管理者の募集のときに、建議の内容を検討した中で仕様書等の変更していきたいという回答を伺ってありました。その関係で実際に指定管理者のほうの更新がありましたので、その辺を踏まえまして農林振興課長のほうからご説明をいただけるということなので、お願いしたいと思います。

○農林振興課長（高橋広幸君） 農林振興課、高橋でございます。よろしくお願いたします。先ほど事務局、在原より説明ありましたとおり、前制度の農業委員会のほうから市長宛て、教育長宛てに袖ヶ浦市農業施策等に関する建議書ということで提出をいただきました。それが資料にもありますとおり、平成27年10月1日付ということでございます。これに対しまして、市長のほうから農業委員会会長宛てに翌28年2月5日付で回答ということで、もう一枚の資料のほうに記載のとおり提出させていただいたところです。同年同月の23日に第37回の農業委員会の総会がございまして、その席上でこの建議に対する回答の内容を私のほうから当時の農業委員皆様に説明させていただいたところです。その際に委員さんのほうから、この回答の内容は実行がどのように担保されるのだろうかというような質問がございました。それにつきましては、私どもが管理しております直売所は、平成29年4月から新しい指定管理者となるということがございます。ですので、平成28年度中にこの募集をかけますので、その仕様書の中で反映させて実行を担保していきたいというふうに考えておりますという答弁をさせていただきました。今回はそれについてのご報告ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

見ていただきます資料としましては、袖ヶ浦市農業施策等に関する建議書への回答という、この資料を1枚めくっていただきまして、2枚目のところに袖ヶ浦市農畜物直売所指定管理者仕様書(抜粋)というふうに書いてございます。これが今回の指定管理者の募集に当たりまして、こちらから建議に伴いまして提案させていただいた仕事の内容ということになります。業務内容ということで4点書いてございます。この4点とも建議書からの要望、あるいはそれに対する回答ということを要約したものでございます。この点につきまして、ではどのように確認をしていくのだということですが、その下の事業計画書等の作成及び事業実績報告書の提出というところで月次の報告書、これ現段階でも毎月指定管理者側から提出をしていただいているところですが、ここには主に利用状況、収支状況の記

載ということになってございます。これについて新たに地産地消への取り組みということで、ここには（別添1、2）とございます。別添1はこれに、全く別の仕事でございますので、ここには載せておりませんが、別添2ということで、この内容もあわせて報告するよというということで示したものでございます。これについては、今後開始前までに指定管理者と報告の仕方等を検討してまいり予定でございます。これを翌月15日までに市のほうに提出させていただいて、我々で確認をするよいうことにする予定でございます。その確認は、確認しただけではなく確実に履行するよいうにと、そういうことをやっていくために、その下の経費等というところで、市長は管理の適正化を図るため、指定管理者に対して当該管理に係る業務または経理の状況に関し報告を求め、年6回定期調査を実施し必要な指示をすることができるよいうことで、月次等の報告、それ以外のことも含めまして、年6回確実に現場で指導させていただくよいうなことで、建議の内容については確実に今後させていくよいうなことを書かれる予定でございます。これにつきまして、昨日11月招集議会、最終日よいうことで第9号議案、指定管理者の指定を上程させていただきました。これについては全員賛成で可決をいただきましたので、今後協定内容を基本としまして、こうした内容もしっかり履行していただくよいう指定管理者と検討していくよいうな形になったと思います。

報告のほうは以上でございます。

○議長（地引正和君） ご苦労さまでした。

○事務局（在原浩一君） 建議に関する事項で何か。質疑等ありましたら、せつかく職員お見えになっていますのでお願いしたいと思います。

○14番（山口勝久君） 今の説明の中で経理等の中で、市長は年6回定期調査を実施し必要な指示をすることができるよいうことでお話しされましたけれども、この定期調査よいうのは何課よいうか、どこが決めているんですか。

○農林振興課長（高橋広幸君） 所管する部署であります農林振興課のほうで対応してまいります。それで、これにつきましてはもう現在既に実行しております。これを改めて正式な形で29年4月以降やってまいりたいよいうふうを考えています。所管の農林振興課で対応させていただきます。

○14番（山口勝久君） わかりました。

○議長（地引正和君） ほかに何かございますか。

〔「なし」とよいう人あり〕

○議長（地引正和君） ないよいうので、ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

次に、都市整備課のほうからご説明をお願いいたします。

○都市整備課（佐藤英利君） 皆さん、こんにちは。都市整備課の佐藤と申します。よろしくお願ひします。

都市整備課では、建物の建て方とか土地の利用の仕方について、業務のほうで検討しております。この中で市街化区域よいう、あるいはいろいろ建てられるところの中で、良好な生活環境だとか農地

願いたいと思います。なお、購入につきましては、直接所有者さんと交渉していただきますが、生産緑地の規制がなくなるまでの期日が法律で定められているために、2月17日までに所有権の移転の意思を確認しなければなりません。まずは次回の総会までに希望者がいるかどうか確認したいと思いますので、もし希望者がいる場合には連絡をいただきたいということでもあります。

以上で、わかりにくい部分がありますが、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（地引正和君） この件に関して何か質問ございますか。

どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 16番、石塚です。よくわからないのですけれども、大分前に生産緑地ということで指定されていたと思うのですけれども、当時はバブルで農地そのものも高かったし、いろんな意味で税制的に優遇されていたと思うのですよね。そういう中で今回買い取り、行政の買い取りはないようでも、お互いにそういう個人対個人の関係になった場合に、今まで優遇されていた税制の面はどういうふうな扱いになりますか。

○都市整備課（佐藤英利君） 今まで税金の関係については、一般の農地と同じような形、調整区域の農地と同じぐらいだと思いますけれども、それを売買して、今回のこの生産緑地から外れて売買した場合にさかのぼって過去の税金を納めなさいということはないです。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○16番（石塚康夫君） 私どもが聞いたものは、生産緑地を何かの都合で解除するときには、過去にさかのぼって税金を納めなさい。だから、一時的なものですよというような話を伺っていたのですけれども、そういうことはない。

○都市整備課（佐藤英利君） そうです。過去にさかのぼることは今のところはないです。

○16番（石塚康夫君） そうですか。わかりました。

○議長（地引正和君） ほかにございますか。

○議長（地引正和君） これはあくまでも本人ですよ。

○都市整備課（佐藤英利君） そうですね。あっせんして実際に希望者がいた場合には、実際にいるのかというふうになっておりますので、交渉は本人対本人でやってもらって、それが成立するかどうかということですね。

〔何事か言う人あり〕

○事務局長（菊池博君） では、私のほうからいいですか。このあっせんという、実際具体的にどこまで踏み込んだ活動といたしますか、自分たちで、皆さん、16名の農業委員がいるのですけれども、ともかくこのあっせんの、要はあえてこちらから、委員さんのほうから適当な方を、こういう土地がありますよ、どうですかというふうに動くのか、あるいはただ受け身でいいのか。お話があったら、いや、実はこういうのがありますということで、次回の総会までに都市整備課なり、あるいは事務局でもいいのですけれども、連絡、情報をいただければいいと、その程度のレベルなのか。その辺ちょっと皆さ

んご心配だと思いますが。

- 都市整備課（佐藤英利君） 情報としては、熱心に次の方を探していただきたいというのではないと思います。実際に探していただいても、この今の所有者の方がいいという、農業やっている方を探しているというわけではないので。その土地をずっと農業したいという所有者の方の意向ですと、実際に所有者、農業やる方をおっせんしていただきたいというのはあるのですけれども、実際には今の所有者の方の意向としては、特にその土地は農業でなくてもいいというふうな形ですので、実際にその土地に興味のある方がいるかどうかというところ、農地として興味があるかどうかというのを確認したいというものです。
- 議長（地引正和君） そうすると、何年かたてば、例えば住宅地、周りが住宅地だから住宅地にはなりませんね。
- 都市整備課（佐藤英利君） そうです。この手続が、実際にお申し出をされてから3カ月たった後にはその制限が解除されますので、11月に申し出がされていますので、2月17日にその制限は解除されます。
- 議長（地引正和君） 2月17日。
- 都市整備課（佐藤英利君） はい。それまでにそういうおっせん先が見つからなければ自然に解除されるという。
- 議長（地引正和君） 自然に解除される。
- 都市整備課（佐藤英利君） はい。今までの事例も全ておっせんの照会はしたのですが、そういうものがなくて、次に、大体市街地の中ですので、分譲されて家が建っているという状況になっています。
- 議長（地引正和君） 解除されると住宅地並みの課税、当然してくると言うことか。
- 都市整備課（佐藤英利君） そうですね。市街化区域ということで。
- 議長（地引正和君） 2月17日以降は。
- 都市整備課（佐藤英利君） 2月17日ですので、1月1日が基準になりますので、来年、再来年のときの税金はかなり高くなります。
- 事務局長（菊池博君） 1つ確認。私も勘違いしていたと思うのですけれども、農業委員におっせんを依頼するので、あくまでも農業を継続する方をおっせんしてくださいよという、そういう意味合いなのかと思ったのですが、そうではなくて、あくまでもこの土地について興味がある方がいれば情報をくださいと、そういう意味なのか。
- 都市整備課（佐藤英利君） 農業、農地として活用したいという方がいらっしゃればということですね。
- 事務局長（菊池博君） 農業として活用。
- 都市整備課（佐藤英利君） 農業委員会のほうとしては農地として活用したい方を。

〔何事か言う人あり〕

○都市整備課（佐藤英利君） 最初は行政の市と県ということで公共的に活用できるかどうかの確認。

農業委員会さんとJAについては、農業的に活用できる方。それがなければ民間の方になってしまう。

○14番（山口勝久君） もう一点、今の所有者さんは、これが生産緑地でなくなるのを望んでいるのですか。

○都市整備課（佐藤英利君） 所有者の方はそういうことで申し出をされていると思いますので。

○16番（石塚康夫君） 生産緑地の除外というのは30年を経過しないと。

○都市整備課（佐藤英利君） 一般的なものは30年経過すれば、同じように買い取りの申し出があっても誰も買わないといった場合には、自分で自由に使えるようになっております。

○都市整備課（佐藤英利君） 今回は申し出をいただいているので。

○7番（有原敏夫君） 生産緑地というのは更新できるのですか。

○都市整備課（佐藤英利君） 更新、更新といいますか、今のところ30年たてば申し出ができるというふうになっておりまして、それ以降は申し出をしなければ多分そのまま、生産緑地のままではないかと思われまね。

○7番（有原敏夫君） 継続されるということ。

○都市整備課（佐藤英利君） そうです。

〔何事か言う人あり〕

○7番（有原敏夫君） 農業を続けていればずっと継続で。

○都市整備課（佐藤英利君） そうです。市街化の中での農地。

○7番（有原敏夫君） ちなみに、その継続、30年たって継続されるではないですか。それはもう期間的なものは、今度30年とかそういうのはないのですか。

○都市整備課（佐藤英利君） 今の法律だけを見ますと、30年たったら好きなときに申し出られる。

〔何事か言う人あり〕

○都市整備課（佐藤英利君） 今の法律の場合は。ただ、法律が変わってしまうとわからない。

〔何事か言う人あり〕

○事務局長（菊池博君） そのほか特にございますか。また、わからない点ございましたら、直接、都市整備課のほうがよろしいかと思いますが、聞いていただいて、先ほど都市整備課のほうからありましたように次回総会まで、そういう情報が、実は買いたいよということが申し出等がございましたら、私どものほうなり、あるいは直接都市整備課でも構いませんが、ご連絡いただきたいと思えます。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 皆様のおかげをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第9回農業委員会総会を閉会いたします。

あと10日ほどで29年になりますけれども、皆さん、体をご自愛なさって、来年はとり年でいい年だ
そうでございますので、どうぞ来年また1月20日に元気な顔を見せていただけるようお願いいたし
まして終了いたします。ありがとうございました。

午後4時10分 閉会